

その他補助金の検討結果

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等
1	総務部 職員課	職員福利厚生会補助金	3,163,227	3,500	3,500	西条市職員福利厚生会が実施する福利厚生事業の支援を通じて、職務によって蓄積した職員の疲労を解消し、気分を転換して明日の活力を養っていく。	地方公務員法第42条の規定に基づき、西条市職員福利厚生会が実施する福利厚生事業に対し、経費の一部を補助する。(地公法第42条:地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。)	-	団体	西条市福利厚生会が実施する福利厚生事業のうち、人間ドック補助金、体育関係事業及びサークル活動助成にかかる事業費相当額を補助する。	H16	その他	市全域	継続	平成19年度に補助対象経費の見直しを行っている。職員の福利厚生の観点から事業継続の必要性が有り、996人の職員数から判断して補助金額は妥当であるため現行どおり継続。
2	企画情報部	県更生保護会運営費補助金	113,845	115	114	犯罪や非行に陥った人達に生活の場を提供し、自立更生を助け、併せて自立が困難な人を受け入れて再犯防止に努める。	更生保護事業の充実発展を図るため愛媛県更生保護会が行う活動に対し補助金を交付する。	-	法人	人口割 (@1円×人口)	S59	団体運営	市全域	継続	県下全市町が行っている補助であり、他市町との協調的な負担という性格上現行どおり継続。
3		西条地区保護司会運営費補助金	1,715,760	1,722	1,708	保護司の研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整などの活動を支援する。	保護観察の充実強化、地域における犯罪予防、保護司の資質向上、保護観察思想の普及等の活動に対し補助する。	-	団体	人口割 (@15円×人口)	S59	団体運営	市全域	継続	犯罪予防の活動等、安全・安心な市民生活に寄与する必要性の高い事業であるため現行どおり継続。
4		社会を明るくする運動補助金	190,000	190	190	活動費の一部を補助することにより、明るく住みよいまちづくりに寄与する。	法務省主唱の“社会を明るくする運動”を推進している西条地区推進委員会に対し、活動費の一部を補助する。	-	団体	定額190,000円	S59	団体運営	市全域	継続	犯罪予防の活動等、必要性の高い事業である。他市では社会福祉課や社会福祉協議会で事務局を持っているため所管課の検討をする必要があるが現行どおり継続。
5	市民安全部 危機管理課	西条交通安全協会補助金	7,362,994	7,085	7,201	交通事故防止を重点に、市民の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図る。	交通安全活動を促進し、複雑多様化する交通事情に対応するため交通安全協会に対し、2名の婦人交通指導員の設置補助を行う。	-	法人	婦人交通指導員2名の人件費の補助。行政職給料表により、給料・各種手当や保険等、その年の率に応じて算出。	合併以前から	その他	市全域	継続	補助金は人件費に対するものであるが、交通安全協会は地域の安全・安心な市民生活に寄与する公益性の高い団体であり、交通安全対策を推進するためにも事業縮小は難しいことから現行どおり継続。
6		西条西交通安全協会補助金	5,730,440	5,767	5,689	交通事故防止を重点に、市民の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図る。	交通安全活動を促進し、複雑多様化する交通事情に対応するため交通安全協会に対し、2名の婦人交通指導員の設置補助を行う。	-	団体	婦人交通指導員2名の人件費の補助。行政職給料表により、給料・各種手当や保険等、その年の率に応じて算出。	合併以前から	その他	市全域	継続	補助金は人件費に対するものであるが、交通安全協会は地域の安全・安心な市民生活に寄与する公益性の高い団体であり、交通安全対策を推進するためにも事業縮小は難しいことから現行どおり継続。
7		防犯灯設置及び維持費補助金	6,565,748	7,350	7,546	防犯灯を設置・維持しやすくするとともに、防犯意識の高揚を図り、安心・安全なまちづくりを推進する。	自治会等が設置する防犯灯の新規設置・器具交換及び維持管理費(電気代)に掛かる費用に対して補助を行う。	3割	個人 団体	西条市防犯灯補助金交付規則第3条及び第4条 ○設置費 3割以内(上限5万円):防犯灯を新たに設置するために要する経費 ○器具取替費 3割以内(上限5万円):防犯灯の器具取替、立替等に要する経費 ○維持費 3割以内:防犯灯にかかる電気料金	H元	施設整備	市全域	継続	防犯灯は市民生活にとって必要最小限度の社会インフラである。LED灯への交換を促進する等、補助金の計画的な削減が図られており、今後も必要性は高いため現行どおり継続。
8		地方バス路線運行対策事業費補助金	89,521,000	92,859	93,000	バス路線の維持・確保により、市民の生活交通を維持する。	乗合バス事業者の赤字額の一部を補助することにより、市民の生活交通の維持・確保を図る。	-	法人	西条市生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金交付要綱第5条 ○バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額等	合併以前から	施策 推進型	市全域	継続	赤字バス路線対策は全国的な課題であるが、バス路線は廃止すると復活が難しく、継続した支援が必要である。平成26年度において、地域公共交通のあり方について検討しており、その検討結果によることとし、現行どおり継続。
9	市民生活課	コミュニティ施設整備事業費補助金	12,982,000	14,800	17,000	住民の快適でゆとりのある生活環境の形成及び活力ある地域の推進を図る。	地域の自治組織が行う集会所の改修(修繕)・備品整備・放送施設整備に対し予算の範囲内で補助金を交付する。	1/2	地域	集会所整備事業 補助率1/2以内 補助限度額100万円 集会所設備整備事業 補助率1/2以内 補助限度額50万円 集落放送施設整備事業 補助率1/2以内 補助限度額50万円	40年前頃	施設整備	市全域	継続	地域住民の活動拠点である施設の整備・維持のための補助金で、コミュニティ活動を推進する上で必要な補助金であり、公益性が高いため現行どおり継続。
10		コミュニティ施設整備事業費補助金(集会所新築)	15,000,000	15,000	5,106	住民の快適でゆとりのある生活環境の形成及び活力ある地域の推進を図る。	地域の自治組織が行うコミュニティの育成に関する施設の整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	7/10	地域	対象経費:認可地縁団体が行う集会所の新築に要する経費及びその集会所に必要とされる備品に要する経費 補助率:7/10以内 限度額:1,500万円	H20	施設整備	市全域	継続	地域住民の活動拠点である施設の新築のための補助金で、補助金がなければ地元の負担が多くなる。コミュニティ活動を推進する上で必要な補助金であるため現行どおり継続。
11		一般コミュニティ助成事業補助金	2,300,000	1,500	6,100	住民の快適でゆとりのある生活環境の形成及び活力ある地域の推進を図る。	地域の自治組織が実施するコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業に対し予算の範囲内で補助金を交付する。	-	地域	補助対象事業:自治総合センターが要綱に定め、認定した事業 補助金額:100万円から250万円までの範囲で、自治総合センターが認定した金額	H23	施設整備	市全域	継続	地域住民の活動拠点である施設の整備のための補助金である。自治総合センターからの助成を前提としており、経費のかかる放送施設の整備について活用している。財源面で効果的であるため現行どおり継続。
12		市連合自治会運営費補助金	4,423,250	4,447	4,485	自治会活動の活性化及び組織の充実強化。	西条市連合自治会運営費補助、自治会結成補助。	-	団体	(1)自治会相互の協調に関すること (2)広報及び広聴に関すること (3)関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること (4)自治会の結成に関すること (5)その他自治会の目的達成のため必要なこと。	30年前頃	団体運営	市全域	継続	自治会を運営する上での財源は限られており、コミュニティ活動を推進するため必要な補助金である。地域の自治会を統括するため連合自治会の重要性は大きく、公益性が高いため現行どおり継続。
13	保健福祉部 社会福祉課	民生児童委員協議会活動費補助金	3,861,000	3,861	3,861	民生児童委員の研修や会議への参加を積極的に支援し、民生児童委員の資質向上を図ることにより、地域福祉の推進につなげていく。	民生児童委員の資質向上を図るための研修費や会議費など協議会が取り組む事業に要する経費を助成する。	-	団体	対象経費は研修会開催事業、行政及び上部団体が主催する事業への参加及び協力に要する経費など。 民生児童委員1人当たり活動費補助 7,500円、県民児協負担金 5,500円 合計 13,000円×297人分=3,861,000円	S62	団体運営	市全域	継続	平成23年度に民生児童委員の実費弁済費の愛媛県交付基準額が引き上げられる等民生児童委員の役割は重要になっている。地域福祉の推進を図る上で民生児童委員の資質向上には必要性が高いため現行どおり継続。
14		遺族会活動費補助金	2,437,000	2,437	2,437	遺族会が行う英霊顕彰活動、会員の交流、親睦のための活動を支援することにより、戦没者遺族の福祉向上に寄与する。	遺族会が行う英霊顕彰活動、各種大会参加に要する旅費、会議費などの経費に対して、その一部を助成する。	-	団体	対象経費は研修会開催事業費、会員間の融和及び親睦に係る事業費、上部団体が主催する事業への参加及び協力に要する経費など。	S62	団体運営	市全域	継続	戦没者遺族の福祉向上に寄与し会員間の交流、親睦を図る観点から必要性があるため現行どおり継続。
15		障害者地域活動支援センター運営事業費補助金	14,580,000	9,720	9,720	障害者が、通所の方法により創作活動又は生産活動の機会を提供及び社会との交流促進を図るとともに、その他日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域における障害者福祉の増進を図る。	社会福祉法人又は特定非営利活動法人が運営する地域活動支援センターの基礎的事業に要する経費を補助する。	-	法人	総事業費から当該事業に係るその他の補助(助成)金及び事業収入額を控除した額と、対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定し、その額と補助基準額を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。	H16	施策 推進型	市全域	継続	市の施策を完了し、県内他市でも同額の補助を行っている。障害福祉の増進において事業の必要性はあるが、各団体への支援は必要であるため現行どおり継続。
16		県企業連合会西条支部補助金	340,000	340	340	人権対策の一環として、関係商工業者の連携を図り、人権問題に関する認識を深めて相互の経営の安定と生活の向上を図り、もって企業の発展を期することを目的とする。	愛媛県企業連合会西条支部が、人権対策の一環として地区商工業者の経営及び生活の安定を図るために行う事業に対し予算の範囲内で補助する。(愛媛県企業連合会西条支部負担金相当額)	-	団体	愛媛県企業連合会西条支部運営費	合併以前から	団体運営	市全域	継続	実質的に上部組織である愛媛県企業連への分担金に対する補助となっており補助の必要性があるため現行どおり継続。
17	女性児童福祉課	私立保育所管理費補助金	1,491,000	1,493	1,493	私立保育園が保育所敷地として貸付を受けている市有地の借地料に対して補助することにより、民間児童福祉施設の充実と保育環境の向上を図る。	市から借地している保育所用地の借地料に対する補助金。	1/2	法人	借地料(課税標準額の5/100)の2分の1	H3	その他	西条	継続	市有地の借地料に対する補助金である。保育園という意味では公共性があり、公益性等の観点から財政支援を行う必要があるため現行どおり継続。

その他補助金の検討結果

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等
18	保健福祉部	高齢介護課 高齢者労働能力活用事業補助金 (シルバー人材センター補助金)	8,820,000	8,820	9,000	シルバー人材センターの育成保護につながり、高齢者の雇用確保と労働能力の活用、ひいては生きがいづくりや社会参加を促進し、地域社会の活性化が図られる。	高齢者の就業機会を確保するために設置された公益社団法人 西条市シルバー人材センターの運営費等に対する補助金。	-	法人	運営費・・・国と同額補助(8,700,000円) 理事長報酬分・・・市単独補助(120,000円)	H11	団体運営	市全域	継続	当初2千万円以上あった補助金を、シルバー人材センターの合併に伴い平成22年度までに国の基準に併せて大幅に削減見直ししている。事業の必要性は高く、国と同額の補助を基本としているため現行どおり継続。
19		老人クラブ連合会事業補助金 (友愛訪問活動費補助金)	2,884,080	3,100	3,197	高齢者の健康増進と生きがいを高め、地域住民との交流を通じ、高齢者福祉の向上を図る。	西条市老人クラブ連合会が実施する各種事業に対し補助金を交付する。 H26年度から№53～60を統合	-	地域	西条市老人クラブ連合会が行う以下の事業 ・在宅寝たきり高齢者等友愛訪問活動事業 ・老人クラブ花づくり活動事業 ・高齢者健康づくり事業(菊花展等) ・生きがい活動促進事業・運動会 ・カラオケ大会・高齢者趣味の作品展	S62年頃	施策推進型	市全域	継続	高齢者の生きがいを高め、地域住民との交流を通じた高齢者福祉の充実のため事業の必要性は高い。平成26年度から補助制度が統合整理されており現行どおり継続。
20		健康増進課 食生活改善推進協議会補助金	210,000	210	210	地域社会の健康づくりを目的として、食生活改善推進員による地域に根ざした食生活の実践活動を推進する。	食生活改善推進協議会による地域での健康づくりを目的とした事業及び協議会の運営に要する費用の一部を補助する。	-	団体	予算の範囲内で市長が決める	H16	団体運営	市全域	継続	栄養教室の開催や健康ふれあいフェスティバル等のイベント参加による健康づくりの普及活動を行っている。会費は県協議会への負担金や22支部への助成で費やされており事業収入の増加は見込めない。地域住民の健康づくりの観点から必要性は高いため継続。
21		特定不妊治療費補助金	2,249,108	2,250	3,250	少子化対策の一環として、不妊治療(保険適用外)の経済的負担を軽減する。	不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた方に対し、その費用の一部を助成する。	定額	個人	1年度当たり5万円で通算5年間	H18	施策推進型	市全域	継続	子育て支援策の一環として重要な施策であり、必要性が高く平成22年度から増額措置されている。一人あたりの補助金額上限と5年の期限を設定しているため現行どおり継続。
22		スポーツ健康課 スポーツ推進委員協議会活動 事業費補助金	-	700	700	平成23年8月に施行されたスポーツ基本法により、スポーツ推進委員としてより一層主体的に自主活動を求められることとなり、その活動を支援するもの。	西条市スポーツ推進委員協議会が住民のスポーツ推進のために主体的に行う自主事業に対し補助するもの。	-	団体	西条市スポーツ推進委員協議会が住民のスポーツ推進のために主体的に行う自主事業に対し予算の範囲内で市長が定める額を補助する。	H25	イベント等	市全域	継続	スポーツ推進委員協議会は、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法により、行政あるいは地域との連携によるスポーツ振興のための活動組織として位置づけられている。補助金は主に市で開催していたウォーキング大会を引き継いだものであるため現行どおり継続。
23		体育大会参加補助金	2,779,500	3,500	4,000	西条市における体育、スポーツの技術向上及び振興発展を目的とする。	各種競技大会参加者に対し西条市体育大会参加補助金を交付する。補助金の交付対象となる競技大会は、公益財団法人日本体育協会及び加盟する種目団体が主催するものとする。ただし全国大会以上の競技大会については、地区予選において出場権を獲得したものの又は主催団体の推薦により参加するものについては、交付対象とする。	-	個人 団体	各種競技大会参加者に対し、参加補助金を交付する。	S62	イベント等	市全域	継続	体育大会参加補助金については国体を見据えたスポーツ振興の観点から経済的支援を行うことは有効な支援策であるため現行どおり継続。
24		校区々民運動会開催補助金	1,844,000	2,016	2,014	西条市における地域体育、スポーツ振興発展を目的とする。	校区連合自治会等が主催する運動会の開催に対し、運動会開催補助金を交付する。	-	地域	校区連合自治会が主催する運動会の開催に要する費用に対し、市長が定める基本額に各校区(地区)の人口により算出した市長が定める額を加えて得た額を交付する。※基本額50,000円とし、校区(地区)の人口100人につき500円を基本額に加えた額。	S62	イベント等	市全域	継続	運動会は公民館を中心に実施されているため予算科目、所管の検討を要するが、市民の健康及び地域コミュニティの観点から必要な事業である。補助金を削減すれば人口の少ない地域では事業中止となる可能性があるため現行どおり継続。
25		体育団体活動費等補助金 (市スポーツ少年団補助金)	650,000	650	650	西条市スポーツ少年団の活動を通じて、青少年の健全育成と発展に寄与することを目的とする。	西条市スポーツ少年団の活動に要する費用の補助。	-	団体	西条市スポーツ少年団の活動に要する費用(大会運営費、施設使用料、研修費等)に対し、予算の範囲内で交付する。	H5	団体運営	市全域	継続	子育て支援策の一環として重要な施策であり、また地域のスポーツ振興を支援する観点から、必要性が高いため現行どおり継続。
26		体育協会活動費等補助金 (公益財団法人西条市体育協会)	925,000	855	885	スポーツの普及、発展に努めることにより、生涯スポーツの振興及び競技力の向上を図り、明るい市民生活の形成を目的とする。	西条市体育協会の活動に要する費用を補助。	-	法人	西条市体育協会の活動に要する費用を、予算の範囲内で交付する。	H5	団体運営	市全域	継続	繰越金が多いが、他会計からの繰入金があり、団体の財務状況に注視する必要がある。補助金は各種目協会へのトンネル補助となっている。市民にスポーツを普及していくためには体育協会の協力は重要であり、国体を見据えたスポーツの振興の観点から補助は必要であるため、現行どおり継続。
27		東予陸上競技選手権大会開催 補助金	70,000	70	70	西条市で東予陸上競技選手権大会を開催することで、西条市の陸上競技の振興、発展に寄与するとともに青少年の健全な育成を目的とする。	西条市陸上競技協会が東予陸上競技選手権大会を開催することに対して補助金を交付する。	定額	団体	西条市陸上競技協会が東予陸上競技選手権大会を開催することに対して補助金を交付する。補助金の額は70,000円とする。	H14年頃	イベント等	市全域	継続	各種スポーツ大会への補助は種目別に必要性を検討する必要があるが、うち陸上競技場の利用促進のため東予地方全域の選手が集まる伝統ある大会で、毎年1,500人規模の大会となり、中高生も参加している。運営費のほとんどは参加費で賄われており補助金額は妥当であるため継続。
28		長友カップ開催事業費補助金	-	300	300	長友都選手の功績を称えとともに、大会を通じ西条市を中心としたサッカーチームの子供たちがサッカーへの興味、関心を持ち、さらに技術の向上を図りながら心身を鍛え、青少年の健全育成と地域スポーツの振興を図る。	西条市サッカー協会が主催する西条市長友カップの開催に要する経費を補助する。	-	団体	西条市サッカー協会が主催する西条市長友カップの開催に要する経費に対し予算の範囲内で市長が定める額	H25	イベント等	市全域	継続	他市、他県から参加64チーム、約1千人の選手によるサッカー大会の開催は市のPR効果もあり事業の必要性があるため、大会が軌道に乗るまでは現行どおり継続。
29		四国のでっぺん酸欠マラソン大会開催事業費補助金	250,000	250	250	初秋の時期に高地を走るにより、快適なランニングができることを目的とする。	四国のでっぺん酸欠マラソン大会実行委員会が主催する四国のでっぺん酸欠マラソン大会の開催に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。	-	団体	四国のでっぺん酸欠マラソン大会実行委員会が主催する四国のでっぺん酸欠マラソン大会の開催に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。	H20	イベント等	市全域	継続	高地トレーニングの一環で高知県の町と共同で開催され、それぞれの負担割合により補助されているため現行どおり継続。
30		スポーツ合宿送迎サービス事業費補助金	98,000	788	162	本市におけるスポーツ合宿の誘致を促進し、地域経済への波及効果をもたらす。	市内の宿泊施設が積極的に団体を誘致できるよう、市外の団体の市内宿泊施設と社会体育施設等との移動に利用するバス等での送迎に要する経費について補助するもの。	1/2	団体	補助対象経費(市内宿泊施設と社会体育施設等との移動に利用するバス等の送迎車両の借上げ費用)に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。	H24	施策推進型	市全域	継続	市外の企業や学校のスポーツ合宿誘致は市内に経済効果をもたらす。市のPRのためにも有効な事業である。補助を行うことが誘致を成功させるためのアピールポイントとなっており、必要性があるため現行どおり継続。
31		スポーツ合同合宿開催事業費補助金	-	200	200	本市におけるスポーツ合宿の誘致を促進し、地域経済への波及効果と市内の個人、団体等の競技力向上を目的とする。	西条市体育協会加盟団体等が構成する実行委員会が本市で合同合宿及び交流試合を実施する運営に要する経費を補助する。	1/2	団体	補助対象経費(西条市体育協会加盟団体等が構成する実行委員会が本市で合同合宿及び交流試合を実施する運営に要する経費)に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。	H25	施策推進型	市全域	継続	合宿誘致を推進するため、交流試合に要する経費を補助することで合同合宿の促進を図ることができる。補助を行うことが誘致を成功させるためのアピールポイントとなっており、必要性があるため現行どおり継続。
32		国保医療課 小中学生入院医療費補助金	3,215,919	12,584	7,012	児童の保健の向上と福祉の増進を図る。	児童の入院に係る保険給付につき負担する一部負担金に相当する額。ただし、加入保険から高額療養費の給付、その他付加給付がある場合は、当該給付額を減じた額。	-	個人	入院費保険診療治療費、世帯限度額まで	H24	施策推進型	市全域	継続	子育て支援策の一環として重要な施策であり、必要性が高く平成24年度から取り組まれているため現行どおり継続。
33		地域医療課 救急業務協力事業運営費補助金	7,988,600	7,300	7,300	西条市医師会から二次救急病院に対して一次救急時間帯における待機業務に対して補助することにより、二次救急医療体制を確保し、市民の安心に繋げる。	西条市医師会が行う救急業務協力事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	-	法人	単価 × 当番病院数(内科・外科各1) × 当番日数 10,000円 × 2病院 × 365日 = 7,300,000円	H17	施策推進型	市全域	費目変更	休日、夜間の救急医療を確保することにより市民の安心に繋げることから必要不可欠な事業であり、公益性が高いため継続とするが、本来市で推進すべき事業であるため委託料での支出が適当である。
34		病院事業会計財源不足補てん補助金	256,300,000	252,954	257,666	病院事業会計における現金を伴う収支で資金不足が生じないよう財政的支援を行う。	病院事業会計の資金不足に対して補助を行う。	-	団体	現金を伴う収支における資金不足額	H20	その他	市全域	継続	病院事業は合併以降これまで削減等の見直しを行っており、現在は指定管理制度の導入による管理体制に落ち着いている。病院事業会計の資金不足分を補助金として交付しており必要性が高いため現行どおり継続。
35	生活環境部	環境衛生課 ごみステーション設置補助金	1,850,645	2,000	2,000	ごみ収集の合理化と清潔で住み良い地域社会づくりを推進するため。	ごみステーションを設置、又は修繕する自治会その他これに準ずる団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	-	地域	費用が50,000円以下:全額 費用が50,000円以上:50,000円を超えた額の1/2+50,000 補助金の上限は100,000円	H16	施策推進型	市全域	継続	交付実績は年間25件ほどで推移しており需要が見込まれる。地域の環境美化や鳥獣対策の観点から事業の必要性は高く、公平性もあることから現行どおり継続。

その他補助金の検討結果

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等
36	生活環境舞	環境衛生課 資源ごみ回収費補助金	5,575,217	6,300	6,300	効率的にごみの資源化、減量化を推進し、循環型社会を構築する。	資源ごみを回収する団体に補助金を交付する。	-	地域	古紙類、スチール缶、アルミ缶、牛乳パック等【補助額】回収量1kgにつき4円	H3年頃	施策推進型	市全域	継続	主にPTAや自治会等の営利を目的としない地域団体の活動として取り組まれており、地域環境美化の意識向上にもつながっている。事業の必要性が高いため現行どおり継続。
37		生ごみ処理機械等設置事業費補助金	455,200	610	610	効率的にごみの資源化、減量化を推進し、循環型社会を構築する。	市内の一般家庭が購入設置する生ごみ処理容器及び機械に補助金を交付する。	1/2	個人	生ごみ処理容器 1家庭2基以内 補助率1/2 1基につき3,000円を限度 生ごみ処理機械 1家庭1基以内 補助率1/2 1基につき20,000円を限度	S60年頃	施策推進型	市全域	継続	交付件数が年々減少しており、決算時の不用額が多いが、ごみの減量化を図る上では引き続き推進する必要があるため、今後さらに市民に対する普及啓発を行うこととして交付基準を見直した上で継続。
38	商工振興課	西条・周桑地区メーデー行事補助金	30,000	30	30	メーデー集会、デモ行進を行うことにより、労働者意識の高揚、団結の強化を図る。	西条周桑地域労働組合連絡協議会及び西条周桑地区メーデー実行委員会の主催する西条周桑地区メーデー行事に要する経費を補助する。	-	団体	事業に要する経費の一部を予算の範囲内において交付する。	H17	イベント等	市全域	継続	労働者が実施するメーデー集会等に対する補助金である。勤労者の福祉増進を図るため必要な事業であり、各労働者団体にも補助していることから現行どおり継続。
39	産業経済部	地域労働者福祉協議会補助金	1,370,000	4,033	6,695	勤労者の福祉の増進、社会的・経済的地位の向上を目的として、その中核的な役割を担っている西条及び東予周桑地域労働者福祉協議会に補助金を交付することにより、勤労者の福祉の増進等を目的としている。	西条及び東予周桑地域労働者福祉協議会に対し、補助金の交付を行う。補助事業の内容については、団体の活動及び勤労者福祉の増進等を目的とした既存分に加え、平成25年度から西条及び東予勤労福祉会館運営分として増額し交付している。なお、勤労福祉会館運営分に関しては平成26年度までの交付となっている。	-	団体	西条及び東予周桑地域労働者福祉協議会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行う。	H17	団体運営	市全域	継続	補助金のうち5,325千円は会館運営費であるがH26年度で終了予定となっている。残りの1,370千円が協議会への実質的補助金額となる。現在西条及び東予周桑両協議会で合併協議をしており、市としても推進する必要があるため補助の必要性は高い。合併後に見直すこととして現行どおり継続。
40		商工関係団体育成補助金(周桑商工会)	10,617,000	10,617	10,617	企業支援のために経営相談や融資の斡旋・啓発、講習会等を実施している周桑商工会を支援することにより、各企業や地域経済の発展、引いては税収の増加を目指している。	周桑商工会に対し、運営補助を行うもの。	-	団体	周桑商工会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	S36	団体運営	丹原小松	継続	団体への定額補助となっており、今後事業費補助への移行の検討を要するが、地域の商工業者への支援事業は商工振興の観点から推進すべきであり、市として補助する必要があるため現行どおり継続。
41		商工関係団体育成補助金(西条商工会議所)	4,910,000	4,910	4,910	企業支援のために経営相談や融資の斡旋・啓発、セミナー等を実施している西条商工会議所を支援することにより、各企業や地域経済の発展、引いては税収の増加を目指している。	西条商工会議所に対し、運営補助を行うもの。	-	団体	西条商工会議所が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付。	H8	団体運営	西条東予	継続	団体への定額補助となっており、今後事業費補助への移行の検討を要するが、地域の商工業者への支援事業は商工振興の観点から推進すべきであり、市として補助する必要があるため現行どおり継続。
42		商工振興事業費補助金(西条商店街)	450,000	450	450	西条商店街の活性化及び健全な育成発展を図ることを目的とする。	西条商店街まちづくり協議会が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	-	団体	西条商店街まちづくり協議会が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。	H4	イベント等	西条	継続	土曜夜市や五日市の実施等、商店街の活性化を図る上で事業の必要性は高いため、現行どおり継続。各地区商店街については地域ごとに検証する必要がある。
43		商店街まちづくり事業費補助金	-	45,489	0	地域の行政機関等からの要請を踏まえた、その地域住民の安心安全な生活環境を守るための商店街施設・設備の整備等に要する経費の一部を助成し、安心・安全に配慮した、身近で快適な商店街づくりを目指すことを目的とする。	「商店街まちづくり事業」の採択を受けた補助事業者が、地域の行政機関等からの要請を踏まえた、その地域住民の安心・安全な生活環境を守るための商店街施設・設備の整備等に要する経費の一部を補助する。	1/4	団体	安心・安全な生活環境の維持のための施設・設備の整備及び補助事業実施期間中における集客力に係る事業実施効果の測定のための経費(施設整備費、委託料等)で、補助対象経費の1/4以内(1,000円未満切捨て)	H25	施設整備	市全域	継続	商店街のハード整備については国庫補助事業の採択を受け取り組んでおり、市は任意で1/4の補助を行っている。アーケード改修や街路灯のLED化等については工事費が高く、商店街だけでは負担が大きいため現行どおり補助を継続する必要がある。
44		丹原町商店連盟補助金	1,090,000	1,090	611	丹原町商店街の活性化及び健全な育成発展を図ることを目的とする。	丹原町商店連盟が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	-	団体	丹原町商店連盟が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	S47	イベント等	丹原	継続	補助金の内訳は運営費補助40万円と街路灯の維持管理21万円となっている。商店街の活性化を図る上で事業の必要性が高い。丹原商店街は街路灯の維持管理を行っているが、照明のLED化により電気代の削減を図ったことから、平成26年度において削減しているため現行どおり継続。各地区商店街については地域ごとに検証する必要がある。
45		東予地区商店連盟補助金	150,000	150	150	東予地区商店街の活性化及び健全な育成発展を図ることを目的とする。	東予地区商店連盟が行う事業に要する経費に対して補助を行う。	-	団体	東予地区商店連盟が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助を行う。	H16	イベント等	東予	継続	夏彩祭の運営や共通商品券事業等、商店街の活性化を図る上で事業の必要性は高いため、現行どおり継続。各地区商店街については地域ごとに検証する必要がある。
46		中小企業退職金共済制度加入促進補助金	783,000	612	738	単独では退職金制度を持つことが難しい市内中小企業者に対し、国の制度である中小企業退職金共済加入の掛金一部負担を行い、制度加入を促進する。制度加入により、従業員にまとまった額の退職金を用意することで、従業員の福祉の向上と中小企業の振興に寄与する。	新たに中小企業退職金共済制度に加入した市内中小企業者に対し、制度の掛金の一部を補助する。	1/4	法人	新たに中小企業退職金共済制度に加入した事業者が、1年間に支払った共済制度の掛金について、その一部を補助する。補助率:1事業所、従業員1人当たり25/100、上限は一人当たり18,000円	30年前頃	その他	市全域	継続	中小企業の支援は、現在の経済・雇用情勢から判断して必要性が高い。企業の負担を緩和し、雇用の促進を図ることができる同制度は効果的であるため現行どおり継続。
47	産業政策課	太陽光発電所立地促進事業費補助金	175,000	526	526	民間事業者の太陽光エネルギー利用を積極的に支援すること及び遊休市有地の有効活用を目的とする。	民間事業者が太陽光発電所敷地として市有地を賃貸借した場合、当該貸付料の最大2分の1を補助金として交付する。	1/2	個人法人	交付対象者:市有地を太陽光発電所敷地として賃貸借する民間事業者 交付額:当該貸付料の2分の1を上限とする	H24	施策推進型	市全域	継続	太陽光エネルギーの利用促進と同時に遊休市有地の有効活用が図られ、事業効果が高く継続の必要性があるため現行どおり継続。
48		企業立地促進奨励金	350,574,500	320,786	435,050	西条市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じることによって、産業の振興と雇用の場の確保を図り、活力ある市勢の発展に寄与する。	西条市への企業立地(事業所を新設、増設、移転)、市内中小企業者の設備投資に対して奨励金を交付する。	-	法人	企業立地促進奨励金 用地取得奨励金 新規事業促進奨励金 雇用促進奨励金 情報通信関連企業奨励金 工業用水利用促進奨励金 設備投資促進奨励金 特別土地保有税の課税免除	S40	施策推進型	市全域	継続	産業振興と雇用確保の観点から、企業立地の促進は市の最優先施策である。新規雇用の創出や市税増収が図られるため事業の必要性は高く現行どおり継続。
49		知的財産権取得支援事業費補助金	534,000	1,100	1,100	市内の中小企業者等の発案による知的財産を保護するため、権利化を促進することにより、中小企業者等の競争力を強化等、本市における経営基盤の強化を図る。	中小企業者等が知的財産権の出願に要する経費の一部について補助金を交付する。	1/2	個人法人団体	① 国内出願 補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。 ② 外国出願 補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 1の中小企業者等に対し、年度において、1の出願案件に限り補助するものとする。ただし、1の出願案件について国内出願及び外国出願をする場合は、この限りでない。	H20	施策推進型	市全域	継続	市内の中小企業者等の発案による知的財産を保護し、競争力や経営基盤の強化を図ることができる。地域の企業を守る産業支援策として必要性が高いため、費用対効果を検証しながら継続。
50	観光物産課	観光施設めぐり補助金	150,000	150	150	西条市の観光施設を案内することで、西条市の魅力を幅広い大勢の方に紹介する。	西条市観光協会が当市の観光施設をPRするイベントに対し(バス借上料・見学費等)補助する。	1/2	団体	バス借上料、見学料、昼食代、雑費 300千円×1/2=150千円	S50年代頃	イベント等	市全域	継続	市内観光施設のPRのため必要な事業ではあるが、補助金交付要綱で補助対象経費の明文化が必要である。観光協会が実施する主体的な事業であり、西条市のPRを行う上で必要性があるため現行どおり継続。

その他補助金の検討結果

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等	
51	農 林 水 産 部	農業水産課 柿まつり補助金	50,000	50	50	丹原町特産あご柿のPRIによる町おこしと、地域の活性化等、農業振興に寄与する。	柿祭り実行委員会の活動支援。	-	地域	定額50,000円	合併 以前から	イベント等	丹原	継続	集客のあるイベントとして定着しており、地域の特産品をPRし、地域の活性化を図るため必要な事業であり、現行どおり継続。	
52		青年農業者連絡協議会活動費補助金	696,000	696	696	担い手の育成及び地域の振興を図る。	地域の次代を担う青年農業者で構成される協議会が行う農業経営並びに技術の近代化推進に関する、会員相互及び地域住民との親睦活動等の活動に対する助成。	-	団体	定額696,000円	合併 以前から	団体運営	市全域	継続	農業後継者を支援するため、青年農業者相互の交流の場の提供という観点から必要な事業であるため現行どおり継続。	
53		認定農業者等連絡協議会活動費補助金	268,000	268	250	地域農業の中核を担う認定農業者及び認定を受けようとしている農業者が意見交換し、農業経営に活用する連絡協議会の活動を補助することにより、より積極的な情報交換及び協議会を実現する。	認定農業者等が農業経営に関する連絡協議会の活動を行う際の経費の一部を補助する。	-	団体	定額268,000円	合併 以前から	団体運営	市全域	継続	地域農業の中核を担う認定農業者等農業者の意見交換の場として協議会の必要性は高い。平成26年度に補助金額の削減見直しを行っているため現行どおり継続。	
54		農業生産者団体振興協議会補助金	1,250,000	1,250	1,250	市内の農業振興を図るため、生産組織の育成強化、諸施策の検討と推進に努め、併せて生産者の経済的地位の向上を目的とする。	協議会の活動支援。	-	団体	定額1,250,000円	合併 以前から	団体運営	西条	継続	JAが中心となって組織する団体で稲作、麦作、野菜の栽培等について検討を行っている。JAと同額の補助を行っており、事業の必要性があるため現行どおり継続。	
55		園芸施設整備事業費補助金	2,789,500	3,000	3,000	野菜等の周年栽培を目的として農家所得の向上及び地域農業の振興を図る。	ハウスの整備(施設導入・省エネ対策・外張りの多重化・内張りの多層化・ヒートポンプの導入等)に要する経費への補助。	1/3	個人	ハウス施設整備に要する経費等の1/3以内	合併 以前から	施策 推進型	市全域	継続	高額な雨除けハウスの設置は、農家にとっては初期投資費用が高額であり、補助の必要性が高いため現行どおり継続。	
56		樹園地再編整備事業費補助金	620,620	700	700	樹園地の耕作放棄地の解消。	樹園地の耕作放棄地対策として、園地再編整備経費に対し助成する。	定額	個人	新たな品目の導入等を行うために、樹園地の伐採、抜根、整地等に要した経費 70,000円/10a	H20	施策 推進型	市全域	継続	丹原地域は柿の産地であるが、担い手不足による樹園地の跡地利用の課題がある。耕作放棄地対策として必要な補助金であるため現行どおり継続。	
57		水田農業構造改革対策事業費補助金	8,006,951	9,500	9,500	地域水田農業ビジョンを推進するため、農家等の取組に対する補助を実施。 ①集落営農推進費補助、②担い手農地集積補助、③遊休農地解消補助	米を取り巻く環境変化に即応した地域水田農業の構造改革に取り組む農業者に対して補助を行う。	定額	個人 法人 団体	①集落営農推進費補助 定額5万円 既存・推進組織・・・定額10万円 新規組織・・・定額10万円 ②担い手農地集積補助 定額1万円/10a ③遊休農地解消補助 定額7万円/10a	H17	施策 推進型	市全域	継続	水田の望ましい生産構造を構築するため、農地集積や遊休農地解消の取り組みに対する補助は農業振興を図る上で必要性が高いため現行どおり継続。	
58		青年漁業者活動費補助金	100,000	125	125	漁業後継者の情報交換、経営改善、地域活動に対する補助を行う。	各協議会で実施している漁業振興事業(清掃ボランティア等)の活動に対し補助する。	定額	団体	青年漁業者活動事業については、事業主体が複数の漁業協同組合で組織される場合は10万円以内とし、予算の範囲内で交付する。	H10	施策 推進型	市全域	継続	漁業後継者を支援するため、複数の漁協で組織する協議会等に補助している。青年漁業者相互の交流の場を提供する上で必要な事業であるため現行どおり継続。	
59		魚まつり事業費補助金	250,000	250	250	地域漁業の振興と魚食普及の推進を図るため、東予地域漁業協同組合連合協議会が主催する水産イベント事業に対し補助金を交付する。	東予地域漁業協同組合連合協議会が実施する魚まつり事業に対し、経費の一部を補助する。	-	団体	魚まつり事業に要する費用を限度とし、予算の範囲内で交付する。	合併 以前から	イベント等	東予	継続	集客力があるイベントとして定着しており、地域の漁業振興を図るうえで必要な事業である。補助金を廃止すれば事業継続は困難となるため現行どおり継続。	
60		水産振興対策事業費補助金	8,481,000	27,983	10,000	漁場における漁業生産力を高め、市民に水産物を安定的に供給するため、水産振興対策事業に対する補助を行う。	西条市水産振興対策協議会、東予地域漁業協同組合連合協議会及び東予青年漁業者連絡協議会が実施する水産振興対策事業に対し、事業の一部を補助する。	2/3	団体	種苗放流事業、漁場清掃事業、抱卵ガザミ再放流事業、魚礁・築いそ調査等の事業に要する費用に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)とし、予算の範囲内で交付する。	30年前頃	施策 推進型	市全域	継続	漁業生産力を高め、市民に安定した水産物を供給するためには必要な事業であるため現行どおり継続。	
61		内水面放流事業費補助金	800,000	800	800	内水面漁場における漁業生産力を高め、市民に水産物を安定的に供給するため、水産振興対策事業に対する補助を行う。	加茂川漁業協同組合及び中山川漁業協同組合が実施する内水面種苗放流事業に対し、経費の一部を補助する。	1/10	団体	内水面種苗放流事業に要する種苗購入費に10分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)とし、予算の範囲内で交付する。	合併 以前から	施策 推進型	市全域	継続	漁業生産力を高め、市民に安定した水産物を供給するためには必要な事業であるため現行どおり継続。	
62		林業課	緑の少年団活動費補助金	340,000	340	340	次代を担う少年及び少女の緑に対する理解を深めるとともに、地域の緑の愛護活動及び緑の街づくりの推進を図る。	緑の少年団の活動用品(種子、苗等)の購入等に要する経費を補助する。	定額	団体	緑の少年団活動に要する経費(種子、苗等)について、1団体40,000円以内で補助する。(庄内小学校については、特定財源と併せて140,000円以内とする。)	S55	施策 推進型	市全域	継続	児童の森林に関する各種活動を通して、自然愛護への関心を高めるため必要な事業である。事業費の1/2は上部団体である「緑の少年団愛媛県連盟」から補助金を受けており、市の補助が条件となっているため現行どおり継続。
63		狩猟免許取得予備講習費補助金	-	38	38	農林水産物の鳥獣による被害を防止するため、市内猟友会を育成し、適正な野生鳥獣の個体調整を行う。	狩猟免許予備講習受講に必要な経費(資料代等)を補助する。	-	個人	狩猟免許取得のための予備講習会受講の費用とし、予算の範囲内で交付する。	H24	施策 推進型	市全域	継続	市内外で有害鳥獣による農産物被害が増えており、対策は喫緊の課題となっている。猟友会の会員は高齢化しており新規猟友会員の育成は必要であるため現行どおり継続。	
64		有害鳥獣被害対策事業費補助金	753,500	1,300	1,300	有害鳥獣の防除により、農林水産物等への被害を防止し、農林漁業者の経営意欲の向上と被害による所得の減少を防ぐ。	有害鳥獣による農作物、林産物等への被害を防止し、農業生産の向上及び農業経営の安定を図るために、被害対策を行う経費(電気牧柵機、防護柵等)を補助する。	1/2	個人 団体	電気牧柵機、防護柵、防護ネット、爆音機の購入費(税抜き金額)の1/2以内とする。ただし、補助額が5万円を超える場合及び当該年度内に2件以上の申請を行う場合は、5万円を上限とする。	H10年頃	施策 推進型	市全域	継続	市内外で有害鳥獣による農産物被害が増えており、対策は喫緊の課題となっている。駆除と同様に防除の推進は重要であり必要であるため現行どおり継続。	
65	林道支障木等関連補助金	-	400	0	国の補助対象とならない残土処理場の確保、立木補償を行うことにより、広域基幹林道の円滑な事業実施に努める。	森林資源の開発及び山村地域の活性化を図る広域基幹林道に対し国の補助対象とならない事項について、予算の範囲内において西条市管内の森林組合に対し補助金を交付する。	-	法人	国の補助対象事業とならない残土処理上の確保費や林道敷地内の立木補償費等について予算の範囲内で補助する。	S60	施策 推進型	市全域	継続	果営事業である広域林道開設事業実施に伴う補助金である。国庫補助対象とならない経費は受益者負担となっており、事業を推進する上で必要があるため現行どおり継続。		
66	農業土木課	土地改良協議会補助金	7,596,000	7,597	7,597	西条市土地改良協議会が行う土地改良事業に要する経費に対し、事務費の補助を行う。	西条市土地改良協議会への事務費補助。	-	団体	西条市臨時職員の給与に関する規程に定めるところにより算出した臨時職員の給与の4人分に相当する額を補助。	合併 以前から	施策 推進型	市全域	継続	土地改良協議会は本庁、各支所に配置され、土地改良区の業務を行っており、補助金は人件費の一部に対するものである。土地改良区自体の合併を視野に協議会を設置しているが、現在のところ具体的な取り組みは行われていない。協議会、改良区の今後の動向を見守ることとし現行どおり継続。	
67	市単土地改良事業費補助金	18,574,000	23,369	24,900	農業基盤整備を促進し、農業経営の合理化を図り、農業生産性の向上と地域環境の整備を推進する。	土地改良事業等に要する事業費に対し、予算の範囲内において補助を行う。	2/3	団体	対象事業費：年間事業費10万円以上300万円以下 補 助 率：66.7%	合併 以前から	施設整備	市全域	継続	土地改良区が実施する小規模な農道改良、舗装、排水路等への補助金である。市単補助のほか、可能な限り国庫事業への要望を行なっているが、要望件数が多く事業を全て実施しきれないため現行どおり継続。		
68	建設部	建設道路課	道路愛護団体補助金	5,396,100	6,161	6,487	山間部における生活環境の改善及び、交通の安全を図る。	山間部の市道・通学路・生活路の除草・側溝のしゅんせつ等の事業に対し、経費を補助する。	-	団体	補助金は予算の範囲内において交付する。車の通行可能な市道とその他の市道、里道を区分し、道路愛護団体が実施する事業の道路延長に応じて算定した額とする。補助基準として、車の通行可能な市道に対しては1m当たり60円とし、250mを超える基準額を1m当たり30円とする。	H17	施策 推進型	市全域	継続	自治会等を通じて通学路や生活道等の清掃、補修を行う事業で地元への委託的な側面がある。管理面、財政面で有効な補助金であるため現行どおり継続。
69	港湾河川課	港湾管理協議会運営費補助金	220,000	220	220	東予港(西条地区)の管理、利用調整及び適正化を図る。(港湾利用に関する会員間での連絡調整、港湾環境美化活動、台風災害、オイル流出事故時の緊急対応等)	東予港(西条地区)の管理、利用調整及び適正化に要する経費(視察研修費、会議費等)を補助する。	-	団体	東予港(西条地区)管理協議会の活動事業費	S59	団体運営	西条	継続	物揚場の管理や定期的な港湾施設の岸壁清掃を行っており環境美化に努めている。事業の必要性があるため現行どおり継続。	
70	西条市海事振興会活動費補助金	460,000	460	460	海事思想の普及及び港湾事業の円滑な推進。	西条市海事振興会の活動を補助する(西条市研修の船事業、海岸環境美化事業「フレッシュ瀬戸内」等の開催費、会議費、要望活動費等)。	-	団体	西条市海事振興会活動事業費	合併 以前から	団体運営	市全域	継続	毎年、市民を巻き込んだ海岸清掃を開催しており団体の社会的貢献度は高く、また、約千人の小中学生が参加する「研修の船」事業は海事思想の普及に貢献しており事業の必要性が高いため現行どおり継続。		

その他補助金の検討結果

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等
71	建設部 港湾河川課	西条第1(東)防波堤建設事業費補助金	55,000,000	180,001	194,000	公共港湾施設や洞井川河口の住民の安全を守るため、事業者に対し、市の受益分を補助することにより、防波堤事業の早期完成を図る。	平成23年度より港湾改修事業(産業関連)の事業として防波堤建設が新規着手され、その事業者が負担すべき額の1/2を受益者である市が、事業者に対し補助する。	1/2	法人	西条第1(東)防波堤建設事業費の内、企業合理化促進法第8条第2項の規定において事業者が負担する金額に2分の1を乗じて得た額。	H23	施設整備	市全域	継続	市の重要施策として実施しており、台風などの自然災害から港湾施設、臨海工業地域を守るため必要性が高く、現行どおり継続。
72	消防	少年消防クラブ大会補助金	200,000	200	200	少年消防クラブ員が研究、学習または体験してきた成果を発表することにより、クラブ員等大会参加者の防火意識を養うとともにクラブ間の相互理解と親睦を深める。	西条市幼少年婦人防火委員会が行う西条市少年消防クラブ大会の開催に要する経費の一部を補助する。	-	団体	西条市少年消防クラブ大会開催経費	合併 以前から	イベント 等	市全域	継続	少年消防クラブが行う学習、体験成果の発表の場としての経費であり、消防クラブのほか教職員、保護者等を集めて1千人規模の大会を行っている。事業の必要性が高いため継続とするが、No.73幼少年婦人防火委員会補助金との関連があるため統合の検討を要する。
73		幼少年婦人防火委員会補助金	1,170,000	1,180	1,180	各クラブの健全な育成発展に寄与することにより防火思想の普及と火災のない明るい街づくりを目的とする。	西条市幼少年婦人防火委員会が行う幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成の促進に関する活動及び各クラブの健全育成活動に対し交付する。	定額	団体	幼少年消防クラブ及び少年消防クラブ活動経費。幼少年消防クラブは1クラブ10,000円、少年消防クラブは1クラブ30,000円補助する。	合併 以前から	団体運営	市全域	継続	幼少年の消防クラブ結成及び活動促進のため必要な経費であるため現行どおり継続。
74		消防団員福祉共済補助金	3,458,000	2,694	2,634	消防団員が不幸にして公務により、死亡・重度障害等に至った場合、一定の補助と救済を行う事業。	消防団員の弔慰金・入院見舞金・障害見舞金等。	-	地域	消防団員福祉共済制度の加入に要する経費	合併 以前から	その他	市全域	継続	消防団員が公務により死亡・障害等に至った場合に救済を行うための掛金であるため現行どおり継続。
75		消防団運営交付金	7,118,600	10,713	8,377	あらゆる災害から市民を保護し、もって社会公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	消防団員が行事等で活動する際に、経費の一部を補助する。	-	地域	あらゆる災害から市民を保護し、もって社会公共の福祉の増進を図ることを目的として行う事業に要する経費とする。交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める。	合併 以前から	施策 推進型	市全域	継続	あらゆる災害から市民を守るため、消防団員の協力は必要不可欠である。消防団活動を推進する上で必要な事業であるため現行どおり継続。
76	教育総務課	学校給食保存食用食材費補助金	2,265,960	2,319	2,321	給食では原材料や調理済み食品を50g程度ずつ、清潔な密閉容器に入れて-20℃以下で2週間保存をすることが文科省「学校給食衛生管理基準」に定められている。その保存食用食材費を各学校給食会計に補助する。	食中毒が発生した場合の原因調査に必要なサンプルを確保する。	-	団体	保存食に要する食材費相当額(一食当たり460円×年間給食回数)	H10年頃	施策 推進型	市全域	継続	文部科学省の定める学校給食衛生管理基準による取扱いであり、給食費として保護者に転嫁することは適当でないため現行どおり継続。
77		地元産米米飯給食実施費補助金	1,327,989	1,692	1,696	西条市産米を学校給食で使用することで、地産地消を推進するとともに、児童生徒が地元農業への理解を深め地元への愛着心を育む。	愛媛県学校給食会が供給する西条市産米の価格が、愛媛県産の価格を上回る場合、その購入差額を各学校給食会計へ補助する。	-	団体	学校給食用の米の価格は、毎年、愛媛県学校給食会が決定している。西条市産米の価格が愛媛県産米を上回る時、その差額(円)と各校の米の年間使用量(kg)を乗じた金額を補助額とする。	H11	施策 推進型	市全域	継続	地産地消の推進と学校給食費の負担軽減を図ることによる子育て支援策として必要な事業のため現行どおり継続。
78	社会教育課	愛媛民芸館運営費補助金	250,000	250	250	財団法人愛媛民芸館の運営及び事業を支援し、市民文化の振興を図る。	財団法人愛媛民芸館が市民文化の振興を目的として行う事業及び民芸館の運営全般に要する経費を補助する。	-	法人	民芸館の運営全般に要する経費を対象として、予算の範囲内で交付する。	40年前頃	団体運営	市全域	継続	運営全般に要する費用として長年定額で補助しており、事業費補助へ移行の検討を要するが、全国的に見て数少ない施設として支援していく必要があるため継続。
79	教育委員会	親子ふれあい交流体験事業費補助金	2,240,000	2,600	2,440	体験活動による親子のふれあいを通じて、家庭教育力の向上を図る。	市内小・中学校のPTA、西条市PTA連合会及び西条市愛護班連絡協議会が親子のふれあいを目的として実施する体験事業に係る経費を補助する。	-	地域	親子のふれあいを目的として実施する体験事業に要する経費のうち、報償費、需用費、役員費、使用料、賃借料その他市長が認める経費(備品、記念品、景品及び事業の対象者に係る食糧費、保険料は対象外)を予算の範囲内で交付する。	H5年頃	施策 推進型	市全域	継続	各学校単位で各々の活動を行うことにより、子どもの健全育成や地域の連携、また親同士の交流が図られる等事業効果は大きい。子育て支援の一環として事業の必要性があるため現行どおり継続。
80		PTA活動費補助金	820,000	810	800	西条市PTA連合会の活動を支援し、西条市における青少年の健全育成を推進する。	西条市PTA連合会が児童、生徒の健全育成を目的として行う事業及び団体の運営に要する経費を補助する。	-	団体	市の教育力向上を目的として実施する事業及びPTAの運営に要する費用を予算の範囲内で交付する。	S62	団体運営	市全域	継続	主に会員の会費により運営されており、削減すれば各家庭に転嫁されることになる。子育て支援の一環として事業の必要性があるため現行どおり継続。
81		ボーイスカウト活動費補助金	170,000	160	140	ボーイスカウト西条地区協議会の活動を支援し、西条市における青少年の健全育成を推進する。	ボーイスカウト西条地区協議会がボーイスカウト運動の充実を推進し、青少年の健全育成を目的として実施する事業及び団体の運営に要する経費を補助する。	-	団体	青少年の健全育成を目的としたボーイスカウト活動に要する経費を予算の範囲内で交付する。	H12年頃	団体運営	市全域	継続	愛媛県や市内企業から助成金を受ける等の資金調達を行っているが、市の補助金を廃止すれば事業の継続が困難になる。青少年の健全育成のため必要な事業であり現行どおり継続。
82		ボーイスカウト日本ジャンボリー参加補助金	0	400	0	西条市で活動するボーイスカウトが全国のボーイスカウトとの交流をとおして、視野を広げるとともに更なる活動の充実を図ることで、青少年の健全育成を推進する。	ボーイスカウト西条地区協議会が基本的に4年毎に開催されるボーイスカウト日本ジャンボリーに参加するための経費を補助する。	-	団体	協議会の会員がボーイスカウト日本ジャンボリーに参加するための費用を予算の範囲内で交付する。	H10年頃	施策 推進型	市全域	継続	愛媛県や市内企業から助成金を受ける等の資金調達を行っているが、市の補助金を廃止すれば事業の継続が困難になる。青少年の健全育成のため必要な事業であり現行どおり継続。
83		愛護班活動費補助金	900,000	860	970	西条市愛護班連絡協議会の活動を支援し、西条市における青少年の健全育成を推進する。	西条市内の地域愛護班協議会等が実施する地域と一体となった青少年の健全育成を推進することを目的として実施する事業及び団体の運営に要する経費を補助する。	-	地域	青少年の健全育成を目的として行う事業及び愛護班の運営に要する費用を予算の範囲内で交付する。	合併 以前から	団体運営	市全域	継続	各地区愛護班については活動状況に温度差があるが、補助金を廃止すれば事業の継続は困難になる。子育て支援の一環として事業の必要性があるため現行どおり継続。
84		婦人会活動費補助金	2,020,000	1,850	1,810	市連合婦人会の活動を支援し、地域社会の発展を推進する。	西条市連合婦人会が女性の地位向上と家庭教育の向上、青少年の健全育成、高齢化社会への対応及び地域社会の福祉の増進に寄与することを目的として実施する事業及び団体の運営に要する経費を補助する。	-	団体	女性の教養及び知性向上並びに地域社会の発展を目的として行う事業及び婦人会の運営に要する費用を予算の範囲内で交付する。	S58	団体運営	市全域	継続	合併当初300万円交付していた補助金は平成18年度に削減見直しした経緯がある。地域の各種行事に婦人会の参画は不可欠であり、女性の社会参加を促進する観点から現行どおり継続。
85	人権教育課	子ども会育成会活動推進事業費補助金	1,063,000	1,082	1,028	人権に関する学習活動を推進する。	西条市子ども会の社会教育における事業で、人権に関する学習活動の推進を目的として行う活動経費に対して補助を行う。	-	地域	子ども会の社会教育における事業で、人権に関する学習活動の推進を目的として行う活動経費について予算の範囲内で交付する。	H16	施策 推進型	市全域	継続	活動内容の確認や補助対象経費の設定等の検討を要するが、平成20年度、平成25年度にそれぞれ5%づつの補助金削減を行っているため現行どおり継続。
86		西条市人権教育協議会補助金	12,576,000	12,467	5,810	人権・同和教育の拡充と深化を図り、同和教育の解決と人権文化の実現を図る。	西条市人権教育協議会が人権・同和教育の推進を目的として行う事業の実施に要する費用に対して補助を行う。	-	団体	人権・同和教育の拡充と深化を図り、同和教育の解決と人権文化の実現を図るための事業について予算の範囲内で交付する。	合併 以前から	団体運営	市全域	継続	事業の必要性は認められ、平成25年度に人件費補助の見直しを行い補助金額を削減しているため現行どおり継続。
87	学校教育課	教育指導費補助金(特別支援教育関係行事参加補助金)	458,563	500	500	市内特別支援学級設置校が主催する野外活動・交流学習・生活体験学習に補助金を交付することにより、日頃の生活体験を実社会で体験し、生活意欲、自立等を促すとともに人との適切な関わりや社会のルールを身につけさせる。	市内特別支援学級設置校が主催する野外活動・交流学習又は生活体験学習に要する交通費、施設利用料等の経費を補助する。	-	個人	市内特別支援学級児童・生徒に児童(小学生)一人当たり1,900円、生徒(中学校)一人当たり4,400円を限度として野外活動・交流学習・生活体験学習に補助金を交付する。	H16	施策 推進型	市全域	継続	特別支援学級の児童・生徒たちが野外活動等を行うための移動に要する経費や施設利用料に対する補助金である。日頃と違う生活を体験活動を行い、外出を積極的に支援する必要があるため現行どおり継続。
88		12歳教育推進事業費補助金	2,851,000	2,851	2,851	防災を題材に、各種体験活動を通じて、一人一人の判断力、思考力、コミュニケーション能力の育成を育み、より実践的な防災力を身に付けさせ、将来の西条市を担う若者の育成。	防災サミット、先進地研修、防災キャンプの実施。	-	団体	防災、環境、福祉等広く社会に目を向け、地域で活躍できる子どもを育成するために実施する事業に要する経費。補助金額は予算の範囲内で市長が定める。	H18	施策 推進型	市全域	継続	小学6年生を対象に防災を通して、各種活動を経験させる重要な事業である。今後も継続して実施していく必要があるため現行どおり継続。
89		私立幼稚園特別支援教育費補助金	1,500,000	1,800	1,800	心身障害幼児を受け入れる私立幼稚園に対し、幼稚園経営の負担の軽減を図るための補助金を交付する。	介助を要する心身障害幼児が1人以上6人以下が在園する幼稚園に対し、当該心身障害幼児の教育に要する経費について、補助金を交付する。	定額	法人	療育手帳、身体障害者手帳を有する園児が在園する場合 1人当たり300,000円 医師の診断書を有する園児が在園する場合 1人当たり150,000円	H元	施策 推進型	市全域	継続	心身に障害があり、特別に支援を要する幼児は年々増加傾向にある。幼児の介助支援は私立においても必要性が高いため現行どおり継続。

その他補助金の検討結果

番号	所 属	補 助 金 名	平成24年度 決算額 (円)	平成25年度 予算額 (千円)	平成26年度 予算額 (千円)	事業の目的	事業の内容	補助率	補助 対象 者	交付基準	補助開 始年度	補助金の 分類	対象 地域	見直し 方針	見直し内容等
90	教育委員会 学校教育課	青少年健全育成地区組織実践活動費補助金	1,818,000	1,820	1,820	青少年の健全育成並びに非行防止を旨として、地区の関係機関・団体が組織する青少年健全育成協議会が計画的・継続的に実践活動を推進する。	各地区公民館を拠点として、青少年の健全育成を図り、非行防止活動を総合的に推進するための経費を補助する。	-	地域	主として啓発資料の配布、会議、研修等運営費用に対しては、1地区3万4千円以内とする。 地区懇談会、地区街頭補導活動、青少年の社会参加の促進、その他青少年健全育成を旨とした活動等の費用に対しては、予算の範囲内において交付する。	H17	施策 推進型	市全域	継続	各地区公民館を拠点として青少年を見守るための活動を実施している。地域のつながりを深め、青少年の社会参加を推進することは必要であり現行どおり継続。
91	行政委員会等 議事課	西条市議会政務活動費交付金	3,365,922	5,400	5,400	市議会議員の調査研究に要する経費の一部を補助することにより、議会の果たす役割と機能の充実を図る。	西条市議会議員の調査研究に資するため必要な経費(研究研修費・調査旅費・資料購入費等)の一部として政務活動費を交付する。	定額	個人 団体	調査研究に資するため必要な経費の一部として、各月1日における会派の所属議員の数に月額15,000円を乗じて得た額を年度当初一括して会派又は議員に交付する。	H16	その他	市全域	継続	市議会議員の活動に要する経費は、必要な経費として地方自治法の規定により交付することができることされており、交付対象、交付額等は条例により定められているため現行どおり継続。
一 般 会 計 合 計			996,000,738	1,183,742	1,240,283										

【特別会計】

国民健康保険特別会計

92	保健福祉部 国保医療課	はり・きゅう施術補助金	10,795,437	13,400	14,400	はり・きゅうの施術料に対して助成を行い、被保険者の健康の保持増進を図るもの。	はり・きゅう施術料に対し一部助成を行う。	-	個人	ひと月単位で施術料の7割助成 【施術1回につき】 1術料1,195円(初検料1,405円)2術料1,495円(初検料1,455円) 回数1日1回まで 初回月15回まで、2ヶ月以降月10回まで	30年前頃	その他	市全域	継続	保険適用外の部分の補助であるが、制度を廃止すれば個人に負担が転嫁されるため現行どおり継続。
93		出産育児一時金	47,326,590	63,000	62,160	出産した被保険者の世帯を援助するため出産一時金を支給する。	国民健康保険被保険者の出産につき、被保険者の属する世帯の世帯主に、1児あたり42万円を支給する。	-	個人	1児あたり42万円を支給する。	50年前頃	その他	市全域	継続	国民健康保険法の規定により給付され、少子化対策、子育て支援の観点から必要性の高い補助金であるため現行どおり継続。
94		葬祭費	2,895,000	3,630	3,480	被保険者の葬祭を行った者を援助するため葬祭費の補助を行う。	被保険者の死亡につき、一人当たり15,000円を支給する。	-	個人	被保険者の死亡につき、一人当たり15,000円を支給。	50年前頃	その他	市全域	継続	国民健康保険法の規定により給付され、被保険者の経済的負担を軽減するための補助金であるため現行どおり継続。

後期高齢者医療保険特別会計

95	保健福祉部 国保医療課	はり・きゅう施術補助金	7,947,744	11,180	10,660	はり・きゅうの施術料に対して助成を行い、被保険者の健康の保持増進を図るもの。	はり・きゅう施術料に対し一部助成を行う。	-	個人	ひと月単位で施術料の7割助成 【施術1回につき】 1術料1,195円(初検料1,405円)2術料1,495円(初検料1,455円) 回数1日1回まで 初回月15回まで、2ヶ月以降月10回まで	H20	その他	市全域	継続	保険適用外の部分の補助であるが、制度を廃止すれば個人に負担が転嫁されるため現行どおり継続。
----	----------------	-------------	-----------	--------	--------	----------------------------------------	----------------------	---	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----	-----	----	-----------------------------------------------